

金沢市教育プラザ地域教育センターの体育館の
使用料の減免に関する審査基準の改正について

金沢市教育プラザ相談センター此花（此花会館内）は、建物を改修し幼児に関する相談機能などを加えて新たに「金沢市教育プラザ此花」として開設します。

これに合わせて、金沢市教育プラザ富樫条例を一部改正し、金沢市教育プラザ此花体育館の夜間（18時から21時まで）の使用に係る使用料を徴収する規定を設け、平成25年12月1日の施行を予定しています。

これに伴い、使用料の減免に関する審査基準を一部改正します。

改正案	現 行
金沢市教育プラザ地域教育センターの体育館の使用料の減免に関する審査基準は、金沢市教育プラザ地域教育センターの体育館の使用料の減免取扱要綱による。	金沢市教育プラザ地域教育センターの体育館の使用料の減免に関する審査基準は、金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱を準用する。

《参照》基本使用料

区 分	団 体 使 用			個 人 使 用		
	専用面	使用の 単位	金 額	使用の 単位	金 額	
					一 般	高校生 以下
金沢市教育プラザ富樫体育館	半 面	1 時間	630円	1 回3時間	100円	50円
金沢市教育プラザ此花体育館	全 面	1 時間	630円			

【減免基準の一部改正（案）概要】

（金沢市教育プラザ地域教育センターの体育館の使用料の減免取扱要綱に規定）

		改正案	現行
金沢市教育プラザ富樫体育館	半額免除	右に同じ	●金沢市体育施設等使用料減免要綱第3条に該当する場合
	全額免除	右に同じ	●金沢市体育施設等使用料減免要綱第2条に該当する場合
金沢市教育プラザ此花体育館	半額免除	●金沢市体育施設等使用料減免要綱第3条に該当する場合	今回から新たに制定するため基準無し
	全額免除	●金沢市体育施設等使用料減免要綱第2条に該当する場合 ●此花会館に事務所を設置している団体 ●地域団体（金沢市立明成小学校の通学区域内に事務所を置く団体であって、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。）の育成、支援等を行うもの）	今回から新たに制定するため基準無し